



北九州市門司区  
マスコットキャラクター

じーも

商標使用について



# 門司区マスコットキャラクター 「じーも」の商標使用について

## 門司区マスコットキャラクター「じーも」の商標使用について

「じーも」のキャラクターデザインを、グッズ開発やパッケージ・パンフレット印刷等、様々な用途に活用していただくことができます。キャラクター使用をご希望の方は、「キャラクター使用申請書」に必要事項をご記入の上、以下のお問合せ先までお申し込みください。北九州市門司区の観光振興に効果があると認められる場合には、許可証を交付いたします。

## 使用できるもの・使用できないもの

### 【○使用できるもの】

- ・お菓子・グッズなどのお土産品
- ・パンフレット・広報物などの印刷媒体
- ・ホームページやブログなどのWEBサイトコンテンツ

### 【×使用できないもの】

- ・公序良俗に反するもの
- ・宗教的、政治的目的をもって使用されるもの
- ・暴力団関係者の利益となるもの
- ・じーものイメージを損なうおそれのあるもの
- ・その他、「じーも」の商標使用に関する要綱中、制限されているもの

## 使用料

原則として無料

## 手続き

「「じーも」の商標使用に関する要綱」をお読みいただき、以下のお問合せ先まで、次の書類をご提出ください。

- ・「じーも」商標使用許可申請書
- ・グッズ等の概要（販売価格・個数・販売開始時期・販売店等含む）
- ・申請する会社の概要

※原則として、許可期間は毎年度1年間とさせていただきます。

※「「じーも」の商標使用に関する要綱」等、必要書類につきましては、北九州市門司区役所HP内「じーもの部屋」をご参照ください。

## じーものプロフィール

Q.じーもって男の子??それとも女の子??

A.妖怪うみぼうずのまつえいだから、性別はないんだよ。

Q.じーもって何歳??

A.門司区のマスコットになったのは平成11年だけど、年齢は分からないんだよ。

Q.じーもに家族はいるの??

A.今はいないよでも、お友達みんなが遊んでくれるからさみしくないよ～。

Q.じーもの特技は??

A.のびちぢみできることかな。

Q.じーもの好きな食べ物は??

A.豊前海一粒かき、焼カレー、関門海峡たこ、バナナかな。

Q.じーもは普段どこにいるの??

A.関門海峡の海の中だよ!でも、最近は陸の上にいることの方が多いかなあ。

Q.じーもはいつも何をしてるの??

A.門司にたくさんの人が遊びに来てくれるように、門司の観光地やおいしいものをPRしてるんだよ。

Q.じーものうれしいことは??

A.みんながいっぱい遊んでくれるのが嬉しいよ!

## じーものイラスト画像



※使用していただけるイラスト画像の例です。

## 商標使用例



Tシャツ



ボールペン



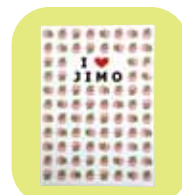
ハンドタオル



ぬいぐるみ



携帯ストラップ



クリアファイル

じーもの  
使用に関しての  
お問い合わせは



北九州市門司区役所総務企画課

〒801-8510 北九州市門司区清滝 1-1-1

☎093-331-1881(代)

FAX 093-332-3542



## 「じーも」の部屋

**facebook**

<http://www.facebook.com/mojinorejimo>

&

**twitter**

<http://twitter.com/mojinorejimo>

北九州市門司区役所総務企画課

〒801-8510 北九州市門司区清滝 1-1-1 ☎093-331-2252